

日下川流域水害対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、「日下川浸水対策調整会議」を引き継ぎ、特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づき組織し、「日下川流域水害対策協議会」（以下「協議会」）とする。

（目的）

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や仁淀川本川の影響による内水排水困難な日下川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画（以下「計画」）の策定及び変更に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会には座長を置くものとし、座長は四国地方整備局長が務める。
- 3 協議会の招集は座長が行う。
- 4 協議会は、第1項による者のほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 計画の作成及び変更に関する協議。
- 3 計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の共有。
- 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会の資料等は、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事は、事務局が議事概要を作成し、構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、四国地方整備局高知河川国道事務所及び高知県土木部で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項は、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和6年 月 日から施行する。
本協議会の設立をもって、日下川浸水対策調整会議は廃止する。

別 表

日下川流域水害対策協議会 構成員（案）

組織名	役職	備考
国土交通省四国地方整備局	局長	
高知県	知事	
土佐市	市長	
佐川町	町長	
日高村	村長	
気象庁高知地方気象台	台長	
農林水産省中国四国農政局	農村振興部長	
加茂地区地域振興策等推進会	会長	
沖名調整池を活かす会	会長	